



「なくそう!官製ワーキングプア～第4回反貧困集会」は、9月16日に160名の参加をえて開催した。今回もマスコミ関係者が何人も取材に来られ、速報あるいは企画もので取り上げていただけた。社会的に関心をもってもらうことも重要な要素だ

目次

特集：なくそう!官製ワーキングプア～第4回集会

集会のあらまし	白石 孝	2
報告1：「改正労働契約法」の自治体非正規職員への影響と雇用を守る闘い	白神 薫	3
報告2：本多君のポイント解説(4)を兼ねて 「検証東京23区の非常勤の雇用年限制度は、根拠が希薄で混乱している」	本多 伸行	4
報告3：一定の改善を実現した非正規国家公務員、しかしほど遠い均等待遇	花岡 利至	6
報告4：中央省庁の施設警備をダンピング受注 人件費削減、労働法不順守で長時間労働となり、労災死亡も	中川 善博	7
報告5：郵政における非正規労働者の実態と闘い	椿 茂雄	8
Q&A いまさら聞けない官製ワーキングプア(その4) 「地方の非正規公務員の増加～自治労調査より～」の巻	上林 陽治	10
「納得いかな～い!この問題」	本多 伸行	11
掲示板、編集後記	白石 孝	12

なくそう!官製ワーキングプア～第4回集会から

9月16日、千代田区神保町の日本教育会館8階において、4回目となる「なくそう!官製ワーキングプア集会」が、同実行委員会の主催で開催され、160名が参加した。

本番の集会は午後だったが、特別講座として午前10時30分から北海学園大学の川村雅則准教授が「北海道で官製ワーキングプア問題に取り組む～調査なくして運動なし」を講演された。

以下、当日のプログラムを紹介する。なお、司会は、荒川区図書館非常勤職員労働組合委員長岩淵健二さんが担当した。

●パート1 「有期労働契約法改悪が公務非正規にもやってくる？」

- ・開会にあたって（白石孝）～資料説明とお願い
- ・模擬団交「公務非正規にも5年有期が」（労組：白神薫、安田真幸／当局：本多伸行、白石孝）
- ・改訂労働契約法の解説と公務への影響（公務公共一般白神薫副委員長）
- ・雇用年限～23区調査報告（港区職労本多伸行書記長）
- ・東京都の雇用年限制度との違い（公務公共一般東京都消費生活相談員ユニオン玉城恵子分会長）
- ・雇い止め訴訟の現状（NPO官製ワーキングプア研究会上林陽治理事）
- ・手当闘争～昨年度の取り組みの報告（公務公共一般島津一成書記長）
- ・基幹化する仕事と評価～職務評価（均等待遇アクション21事務局・酒井和子）

●パート2 現場からの報告

- ・非正規国家公務員はどのように変わってきたのか（国公一般花岡利至書記長）
- ・進む民営化で何が問題か～TRC、杉並区（公務公共一般松崎真介書記次長）
- ・民間職場～省庁警備での過労死はなぜ起きたのか（ライジングサンセキュリティユニオン中川善博委員長）
- ・非正規郵政労働者はどうなっているのか（郵政産業労働者ユニオン椿茂雄）

●公募川柳の入選作発表と講評（乱鬼龍担当）

天「一日を精一杯に生きて朝」
 地「餌の無い働きアリになる不安」
 人「働けど五年有期の悲しさよ」
 入選「啄木の詩を口ずさみ 終電車」
 「働いて働いてまだ働くの」
 「カウンター 向こうもこちらも 非常勤」



模擬団交の様（左側が労組、右側が当局）

●まとめのコメント（川村雅則、竹信三恵子、上林陽治）

*当日配布の資料を希望される方は、研究会EメールアドレスあるいはFAXでお申し込みください。
 送料込み400円で、発送書類と同時に請求させていただきます。

「改正労働契約法」の自治体非正規職員への 影響と雇用を守る闘い

1. はじめに

「改正労働契約法」が12年8月3日に、衆議院・参議院併せてもわずか5時間余りの審議で、共産党・社民党の反対のみで可決成立し、来年(2013年)4月1日施行がきまった。

今回の「労働契約法改正」の目的について、厚生労働省は「有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、……有期労働契約で働く労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため」(平成24年8月10日付「労働契約法の施行について」)と述べているが、私は逆に「5年雇止め」を合法化する「改悪案」とみている。

しかし、「改正労働契約法」が成立し、施行日が決まったからには、私たちはこの「改正労働契約法」の活用できる部分を活用し、「5年雇止め」を許さず、有期契約労働者の雇用の安定・処遇の改善の闘いを強化しなければならない。

以下、「改正労働契約法」の自治体非正規職員への影響と雇用を守る闘いについて問題提起する。

2. 「労働契約法」は公務員適用除外

「労働契約法」は、公務員は「雇用契約ではなく任用」ということから適用除外になっており、したがって自治体非正規職員も適用除外となる。しかし、適用除外だからといって「自治体非正規職員は関係ない」ではすむものではなく、「改正労働契約法」の「5年雇止め」「クーリング期間＝雇用中断期間(1年契約の場合、6ヶ月あればそれまでの契約期間がゼロカウントとなり同一人を再度有期契約で雇用できる)」の合法化は、これまでの「更新回数限度」「雇用中断期間」撤廃、雇用継続を求める闘いに否定的影響を与える恐れがある。

3. 「改正労働契約法」のもとでの自治体非正規職員の雇用を守る闘いの基本方針

これからの闘う方針として、本格的・恒常的業務は「正規職員」が担うべきという地方公務員法の基本的立場を踏まえ、本格的・恒常的業務に従事する非正規職員をただちに正規職員に転換できないなら、すくなくとも「一年任用」であっても「更新回数限度」を設定すべきでなく、欠格事項に該当しない限り継続雇用を保障(実質的な無期契約)すべきであるとの、これまでの主張を踏まえて対応することが基本となる。

「改正労働契約法」の「有期契約労働者が5年を超えて反復更新された場合、労働者の申し込みで無期労働契約に転換させる」という改正条項を、現行法体系にもとで公務員に準用することは法的に困難である。現行の地方公務員法では「無期労働契約」は「正規公務員」だけであり、非正規職員から自動的に正規職員への転換の道はない。したがって、上記記載のとおり、労使交渉で「一年任用」であっても継続雇用の保障を勝ち取ることが重要である。

このことでは、自治労・自治労連の両産別とも政策提起している「均等待遇にもとづく任期の定めのない一般職短時間公務員制度」の早期実現をめざし、全力で奮闘することが求められている。

なお、現在、「更新回数限度」がなく、継続雇用を勝ち取っている自治体で、当局が「改正労働契約法」を口実に、「更新回数限度＝雇年限」や「雇用中断期間設定」の提案をしてきた場合には、上記の基本方針を踏まえるとともに、「労働条件の不利益変更」であることから労働組合の合意無しには変更できないとの確信を持って闘うことが大切だ。

(東京公務公共一般労働組合副委員長 白神薫)

検証 東京23区の非常勤の雇用年限制度は、 根拠が希薄で混乱している

「なくそう！官製ワーキングプア第4回集会」発表レポートから

評価は別にして、労働契約法が有期契約労働についてのルールを定めた。しかし、自治体の雇用年限（更新回数に上限を設定）はルールの無い状態のままである。また、自治体は当然にも法や条例に基づいて行政を執行し、具体的には規則や要綱を定める。それでは、自治体は特別職非常勤の雇用に年限を設けることについて、条例・規則・要綱などでどう根拠を定めているだろうか？私は、この疑問を解くため、2012年8月に東京23区の非常勤雇用年限について、各区のホームページを検索してみた。

結果（別表1）は、7区が根拠を定めずに雇用年限を設けており（23区の四分の一）、これは雇用年限を設けている16区の4割にあたる。

この6区は明らかに職業安定法の「求人における労働条件明示義務」に抵触している。職業安定法5条の3は「求人者は求職者に業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」と定め、同42条は「誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない」と定めている。更に、厚労省指針（告示

141号）は「求職者に具体的に理解されるよう、労働条件の水準・範囲を可能な限り限定」と示し、ハローワークのモデル求人票には「正社員か否か」「雇用期間の定めの有無」「契約更新の可能性」が入っている。

雇用年限があることを簡単に認めず根拠を質し、法令遵守を迫ろう。

ところで、各区ホームページ検証で重要なことを発見した。それは、15区が「欠格条項」（注）を設けている事実だ。各区当局は「雇用している非常勤は特別職」と強弁している。そのため、常勤職員の勤務条件が準用されにくく、特別区人事委員会は賃金や改善の勧告の義務を負わないという。しかし、特別職は本来この適用を受けないのだ。つまり、約7割の区が重大な制度混乱状態にある。

（注）地方公務員法16条で規定、これに該当すると公務員試験を受験できず、現職の公務員は失職する。具体的には成年被後見人、禁固刑以上の執行猶予中の者、懲戒免職から2年以内の者、など。

表1：23区の非常勤雇用年限の根拠と欠格条項の有無

区名	非常勤の統一的 任用根拠	雇用年限の有無 2008年総務書調査	区規則等で雇用年限 についての記載	欠格条項
足立	規則	あり	無し	あり
荒川	規則	無し		あり
板橋	無し	無し		
江戸川	規則	無し		あり
大田	規則	あり	無し	あり
葛飾	任用に関する基準	無し		
北	規則	あり	無し	あり
江東	無し	あり		
品川	無し	あり		あり
渋谷	無し	あり		あり
新宿	規則	あり	無し	あり
杉並	規則、要綱	あり	あり	あり